

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

令和5年5月23日 5南管財第78号

1. 試行目的

工期中の日最高気温の状況に応じて現場管理費に補正することにより、建設現場における熱中症対策を推進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上又は暑さ指数(WBGT)が25度以上となる日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上又は暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

※暑さ指数(WBGT)：湿度、輻射熱、気温を取り入れた指標

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

また、変更契約手続き上、完成までを対象期間とする事が困難な場合は、受発注者協議により、別途定めた日を完成とみなすことができる。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3. 対象工事

南島原市が発注する建設工事（営繕工事は除く）において、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

4. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

※熱中症補正値、真夏日率とも少数3位四捨五入して2位止めとする。

$$\text{熱中症補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{*1}$$

※1 補正係数：1.2

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{*2}) + \text{熱中症補正值})$$

(港湾・漁港請負工事積算基準による工事の場合)

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正係数}^{*2} + \text{熱中症補正值})$$

※2 施工地域を考慮した補正值

5. 試行適用時期

本試行は、本通知以降に起工する工事から適用する。

6. その他

運用については、別紙1のとおりとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方

1. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁が公表している観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

・運動に関する指針

| 気温 (参考) | 暑さ指数 (WBGT) | 熱中症予防運動指針 | |
|------------|----------------|--------------------|---|
| 35℃以上 | 31℃以上 | 運動は原則中止 | 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。 |
| 31～35℃ | 28～31℃ | 厳重警戒 (激しい運動は中止) | 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。 |
| 28～31℃ | 25～28℃ | 警戒 (積極的に休憩) | 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。 |
| 24～28℃ | 21～25℃ | 注意 (積極的に水分補給) | 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |
| 24℃未満 | 21℃未満 | ほぼ安全 (適宜水分補給) | 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 |

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

2. 積算方法等

受注者より提出された計測結果の資料をもとに、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、真夏日率を算出し現場管理费率に加算するものとする。

なお、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

3. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を公告文、特記仕様書等に明示するものとする。(別紙2参照)

4. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

5. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらによらないことができる。

○公告文記載例（熱中症補正）

「本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正を行うことができる試行工事である。」

○特記仕様書記載例（熱中症補正）

熱中症対策に資する現場管理費の補正について

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

2. 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁が公表している観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。

3. 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。また、変更契約手続き上、完成までを対象期間とする事が困難な場合は、受発注者協議により、別途定めた日を完成とみなすことができる。

4. 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて熱中症補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

熱中症補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数※ (※補正係数1.2)

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 熱中症補正値)

【港湾・漁港請負工事積算基準による工事の場合】

現場管理費 = 対象純工事費 × (現場管理費率 + 補正係数 + 熱中症補正値)

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。